商標「紅プリンセス」の適正使用について

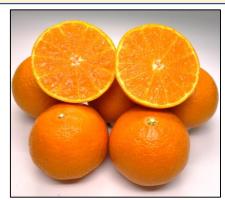


は愛媛県の登録商標です

Beni Princess

- ◆品種名「愛媛果試第 48号」果実のうち、許諾を受けた生産者等が出荷する「品質・外観等の基準を満たした果実」のみが、商標使用を認められており、それ以外の果実は「紅プリンセス」の名称で販売することができません。
- ◆商標使用を認められていない果実を「紅プリンセス」の名称で販売することは、 商標権の侵害です。侵害事例に対しては、口頭指示、文書警告、社名等の公表な どの措置を順次講ずることとしており、本商標のブランドイメージや信用を失墜 させる等の悪質な場合には、告訴等の法的手段をとり、損害賠償を請求すること があります。
- ◆愛媛県産果実を使用した加工果実、ゼリー、菓子、パン、飲料、酒類等についても、愛媛県が商標権を所有していますので、許諾を受けずに「紅プリンセス」の名称を使用することはできません。





◆「紅プリンセス」果実の品質等基準

項目	基準	備考
垻 卩		/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
品 種	愛媛果試第48号	
糖度	12度以上	非破壊内部品質測定装置(光センサー
酸度	1. 2%未満	選果機等)で測定した果実に限る。
階 級 (果実横径)	4 L 9.5cm以上~10.2cm未満	3 L 8.8cm以上 ∼9.5cm未満
	2 L 8.0cm以上 ~8.8cm未満	L 7.3cm以上 ~8.0cm未満
	M 6.7cm以上 ∼7.3cm未満	
出荷容器	○容易に判別できる大きさで、本	企画販売等で出荷容器の基準により
	商標を1箇所以上表示	がたい場合は、別途協議
外観	○果皮は良好なもの	○形状は良好なもの
	○日焼け、果皮色ムラ軽微なもの	○病害虫被害軽微なもの
	○風傷、果皮障害などが軽微なも	の ○クラッキング軽微なもの
	○ヘソ軽微なもの	
収穫開始	毎年協議	
販売開始	毎年協議	

許諾されていない果実は、商標「紅プリンセス」を 使ってはいけません!!

許諾されていない果実を、以下の表記で販売すると、商標権の侵害となります。

【侵害名称例】

- ◆紅プリンセス
- ◆ベニプリンセス
- ◆べにぷりんせす
- ◆愛媛果試第48号(紅プリンセス)
- ◆独自名称※(紅プリンセス)
- ◆独自名称※(ベニプリンセス)

※独自名称:販売者が付けた独自の名称

また、愛媛県としては、許諾されていない果実を、 以下の表記で販売することは、知的財産権法上問題 があると考えていますので、登録商標保護の見地から、 使用は控えてください。

【問題がある名称例】

- ◆独自名称※ (紅プリンセスとして売られているものと同一)
- ◆独自名称※(紅プリンセスと同一品種)
- ◆独自名称※(紅プリンセス同品種個人出荷品)



許諾されていない果実を、 「紅プリンセス」として 販売してはいけません!